

## 質 問 回 答 書

物件名等	宇陀市榛原駅前交流施設電気通信機器等
------	--------------------

番 号	質 問 内 容	回 答 内 容
1	電気通信機器等参考品項番6について、「TOSHIBA REGZA 65M550K」を「TOSHIBA REGZA 65M550L」に変更は可能か。	項番6について、項番7「テレビ壁取付けチルト金具」に取付け可能な同等品であれば認める。
2	電気通信機器等の設置・搬入について ① 設置についてはどこまでを想定しているのか。 ② 機器の動作確認等はどの段階でどこまで必要であるか。特に項番「6・7」機器に対して、設置工事を行わない場合は搬入だけと判断してよいのか。 ③ 搬入場所の周辺は歩道やバス停・駅に囲まれているが、搬入時はどこまで車両が近づけるのか。	① 市が指定する場所に設置を行い、動作確認等の市の検査を受け、供用が開始できる状態になるまで。 ② 動作確認等については設置時に市の検査を受ける必要がある。項番6、7の設置についても、テレビの壁掛け作業を含む。 ③ 道路占用許可等の手続きが必要であるが、施設前に搬入車両を近づけることは可能。なお、車両の大きさや関係先（近畿日本鉄道様や奈良交通様など）との調整については、事前に市と協議を行う必要がある。
3	同等品申請について ・電気通信機器等参考品ですすでに生産完了している機器が「原則同等品は認めない」となっているが、調達できない場合に同等品は認められるのか。	項番6について、項番7のテレビ壁取付けチルト金具に取付け可能な同等品であれば認める。